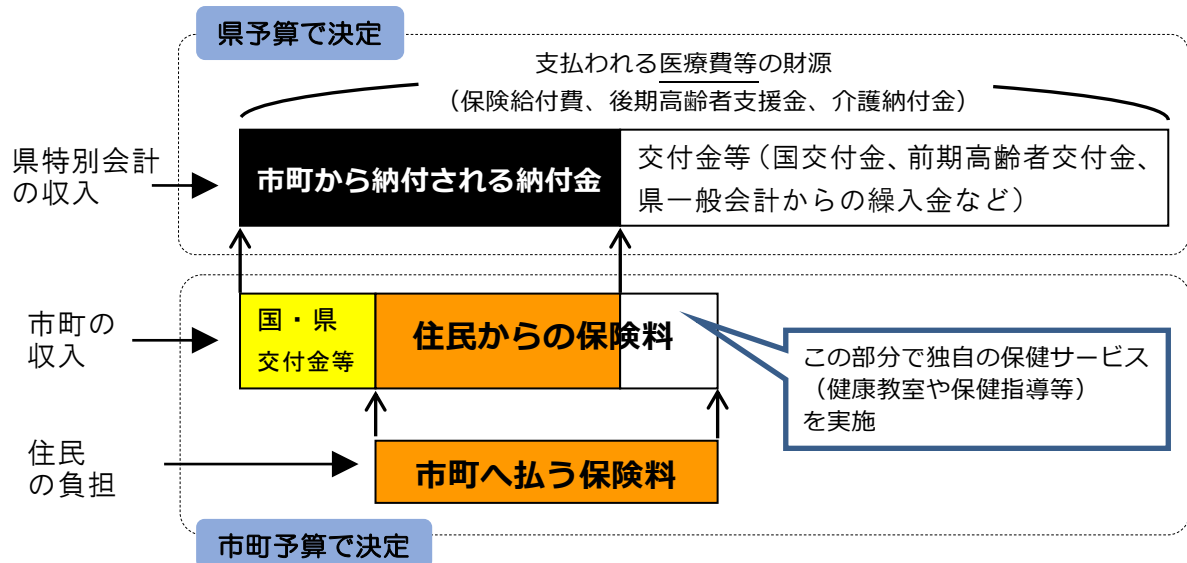


令和6年度国民健康保険事業費納付金の算定について

1 国民健康保険事業費納付金算定の考え方について

令和6年度の納付金について、令和5年12月末に厚生労働省から示された指標や予算見込等（国交付金の配分額、被保険者数の推計等）を用いて算定しました。

（納付金と保険料（税）の関係図）



納付金の算定については、令和6年度の国民健康保険事業に係る保険給付費等がどの程度必要になるかについて、年度ごとに変わる医療費や被保険者（国民健康保険加入者）数の増減を、これまでの伸び率等をもとに推計し、厚生労働省から示された数値等を盛り込んで算定します。

具体的には、推計した保険給付費等総額の支払に必要となる額から、国や県からの交付金等の収入を控除し、最終的に納付金額を算定します。

本県においても、医療の高度化等により1人あたり医療費が増加するものの、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により被保険者数が減少（対前年度7.39%減）することが大きく影響し、令和6年度の国民健康保険事業に係る保険給付費の伸び率は1.16%の減少を見込んでいます。

なお、令和5年度の納付金算定から医療費水準を一切反映しなくなったことから、医療費の多寡は納付金の額に影響しないこととなります。

2 令和6年度における納付金の算定結果について

保険給付費の伸び率は1.16%の減少を見込んでいますが、令和5年度で、制度改正を原因とした負担増に対する補てんに係る交付等が終了（8億8,395万円減）したことが影響し、財政安定化基金（財政調整事業分）を5億3,927万円活用したものの、納付金は455億4,157万円（3億9,145万

円 0.87%の増) となっています。

市町別では、令和5年度に比べて納付金の負担が増える市町は18（負担増額は4億7,426万円）、減る市町は10（負担減額は8,280万円）となっています。（1市町は令和5年度と同額）

各市町においては上記の納付金をベースに、国と県の交付金（県全体で約61億円を想定）や基金繰入金等に加え、独自の保健事業の費用等を勘案したうえで、住民からの保険料（税）を算定し、予算案を作成していくこととなります。

3 今後の予定

今後、令和6年度の納付金、標準保険料率を確定し、市町へ正式通知するとともに、県ホームページで公表します。